

**平成 2 6 年改正会社法
コーポレート・ガバナンスの強化に関する主な改正の概要と施行後の状況**

**平成 2 8 年 1 1 月 1 7 日
法務省**

平成26年改正法の施行までの経緯

1 背景

- 日本企業では、十分なコーポレート・ガバナンスが行われておらず、このことが、外国企業と比較して日本企業の収益力が低く、株価も低迷している原因の一つになっているという内外の投資家の不信感があるとされていた。
- そこで、会社法におけるコーポレート・ガバナンスについては、経営者から独立した社外取締役には、業務執行全般の評価に基づき、取締役会の決議における議決権を行使すること等を通じて経営者を適切に監督すること等を期待することができることから、**取締役会の監督機能を強化することを目的として、社外取締役をより積極的に活用すべきであるとの指摘**がされていた。

2 平成26年改正法の成立と施行

- 平成26年6月20日に、第186回国会において、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下「改正法」という。）が成立し、同月27日に公布された。
- 平成27年1月23日に、「会社法の一部を改正する法律の施行日を定める政令」（平成27年政令第16号）が公布され、**改正法の施行日が同年5月1日**と定められ、改正法は同日から施行された。

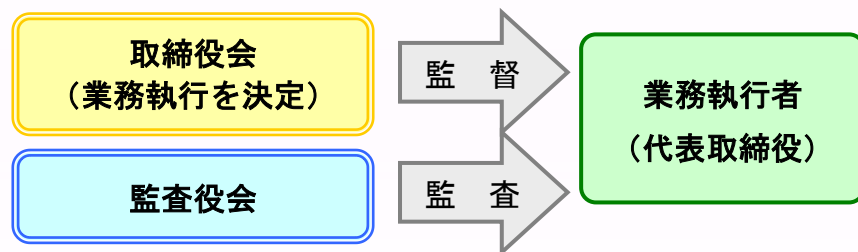
平成26年改正法の概要

- 改正法は、コーポレート・ガバナンスの強化等を目的とするものである。
 - 社外取締役の機能を活用し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るための主な改正点としては、
 - (1) 新たな機関設計である**監査等委員会設置会社の創設**
 - (2) 社外取締役の在り方に関する規律の見直し
 - ① **社外取締役等の要件の厳格化**
 - ② **社外取締役を選任しない場合の社外取締役を置くことが相当でない理由の株主総会における説明義務等の新設**
- が挙げられる。
- 改正法により、日本企業に対する内外の投資家からの信頼が高まり、日本企業に対する投資が促進され、ひいては、日本経済の成長に寄与することが期待される。

(1) 監査等委員会設置会社制度の創設

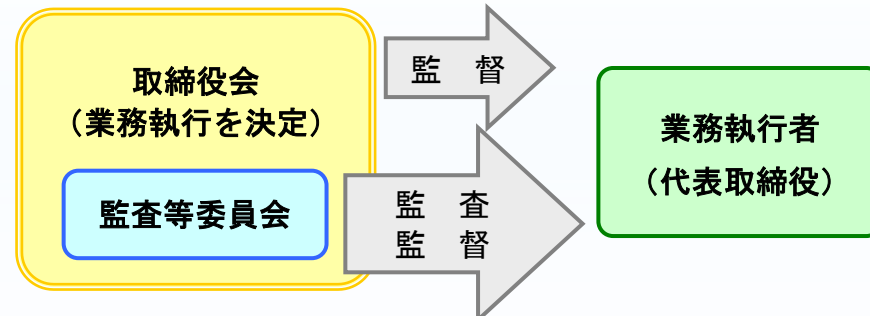
改正前の問題点

- 改正前、**上場会社のほとんどが監査役会設置会社**であった。
- しかし、監査役制度については、以下の問題点が指摘されていた。
 - ① **監査役は**、取締役会における議決権を有しておらず、**業務執行者の選解任等の人事に関与することができない**ため、業務執行者に対する監督が十分でない。
 - ② 監査役会設置会社は、2名以上の社外監査役を置く必要があり、**これに加えて、社外取締役を選任することには重複感・負担感**がある。



改正の概要

- **取締役会が業務執行者を監督する機能を強化するため、社外取締役が委員の過半数を占める監査等委員会**が、監査を担うとともに、株主総会における、業務執行者を含む取締役の人事に関する意見陳述権を有する、**監査等委員会設置会社制度を創設**
- 監査等委員会設置会社では、以下のとおり、左記の監査役制度に関する問題点を解消
 - ① **監査等委員会は**、株主総会における、**取締役の人事（指名及び報酬）に関する意見陳述権**を背景に、**取締役会における取締役候補者の指名、業務執行者の選定及び取締役の報酬に関する決定に関与**
 - ② 監査等委員は取締役3名以上で、その過半数は社外取締役でなければならぬため、**社外取締役が最低2名必要**



施行後の状況

- **監査等委員会設置会社への移行手続きを経ている上場会社は688社**（全上場会社の約19%）（平成28年9月1日時点）。移行方針を表明している会社は700社を超えている。
- 移行後初めての平成28年の定時株主総会において、取締役の人事についての監査等委員会の意見が表明されている会社は多くなかったことから、取締役の人事に関する意見陳述権を適切に行使する運用実務が期待されるという指摘もある。

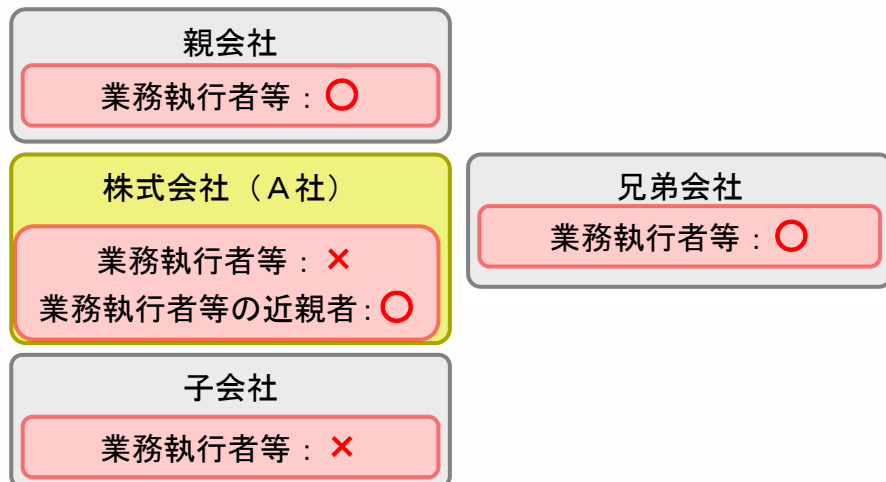
(2) 社外取締役の在り方に関する規律の見直し

① 社外取締役等の要件の厳格化

改正前の問題点

○ 改正前の規律

- ① 株式会社又は子会社の業務執行者等は、当該株式会社の社外取締役となることができない。
- ② 株式会社の業務執行者等の近親者や、株式会社の親会社の業務執行者等は、当該株式会社の社外取締役となることができる。



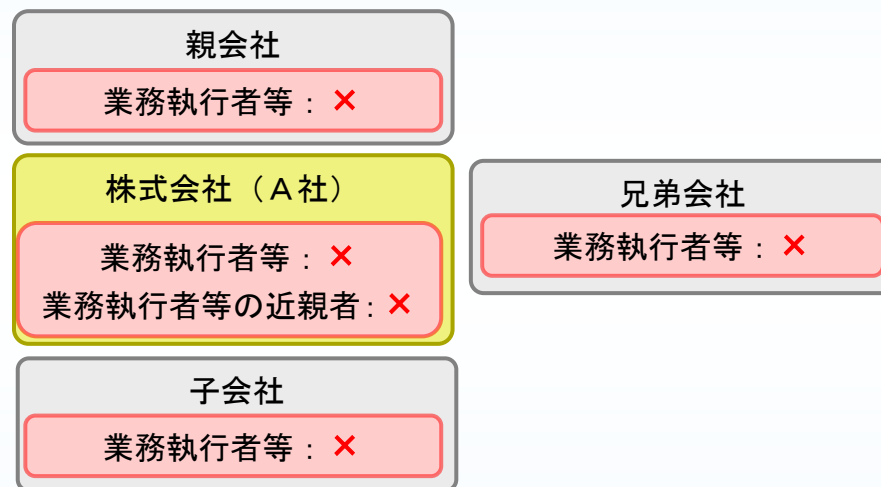
(注) ○×は、A社の社外取締役となることの可否を示す。



- ##### ○ 株式会社の業務執行者等の近親者や親会社の業務執行者等には、株式会社の業務執行者等に対する実効的な監督を期待できないとの指摘

改正の概要

- ##### ○ 社外取締役の要件を厳格化し、左記①の者に加え、以下の者についても、株式会社の社外取締役となることができないものとした。
- ・ 株式会社の親会社の業務執行者等
 - ・ 株式会社の兄弟会社の業務執行者等
 - ・ 株式会社の業務執行者等の近親者



(注1) ×は、A社の社外取締役となることができない者を示す。

(注2) 社外監査役の要件についても、同様に厳格化。

② 社外取締役を置くことが相当でない理由の説明義務等の新設

改正前の問題点

○ 改正前、上場会社のほとんどが採用する監査役会設置会社においては、社外取締役を置くかどうかは、各社の任意の選択に委ねられていた（社外取締役を選任している会社は、東証一部上場会社の74.3%であった（平成26年7月時点））。



○ このような監査役会設置会社において、取締役会の業務執行者に対する監督機能の充実という観点から、**業務執行者から独立した立場にある社外取締役の監督機能を活用すべきである**との指摘



改正の概要

社外取締役がコーポレート・ガバナンスにおいて重要な役割を果たし得ることに鑑み、社外取締役の選任義務付けをしない代わりに（注1）、**社外取締役の導入を促進**するため、社外取締役を置いていない株式会社のうち一定の要件を満たすもの（注2）は、**社外取締役を置くことが相当でない理由**を、定時株主総会において株主に説明すること等とした。

（注1）法制審議会会社法制部会において、社外取締役の選任義務付けについては、積極・消極双方の立場の意見が激しく対立し、コンセンサスが得られなかった。

（注2）「株式会社のうち一定の要件を満たすもの」とは、監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）のうち、その発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならない株式会社をいう。

施行後の状況

- **改正法を契機に**、上場会社については、**取締役である独立役員を1名以上確保する努力義務**が東京証券取引所の上場規則に規定され（有価証券上場規程第445条の4。平成26年2月10日から施行）、また、コーポレートガバナンス・コードにおいて**独立社外取締役の2名以上の選任**が求められている（原則4-8。平成27年6月1日から適用）。
- 改正法の施行後、上記の企業法制ともあいまって、**社外取締役を選任している会社が大幅に増加**（東証一部上場会社では、94.3%（平成27年7月時点）、98.8%（平成28年7月時点））（本資料6頁以下参照）
- 「社外取締役を置くことが相当でない理由」とは、社外取締役を置くことがかえってその会社にマイナスの影響を及ぼすというような事情をいう。平成27年の定時株主総会後も社外取締役を引き続き置いていない上場会社における「社外取締役を置くことが相当でない理由」の開示例は大きく以下の2つに分類できる。
- ① 取締役会において、当該会社の事業内容等に精通した社内出身の取締役による意思決定が行われることが重要であるとするもの
 - ② 現時点では適任者が見つからないので、適任者でない者を社外取締役に選任してしまうとかえって悪影響が生じるというもの
- ※なお、②の理由を挙げる上場会社は、早晚、社外取締役を選任することになると予想される。

東証上場会社における独立社外取締役の選任状況<確報>



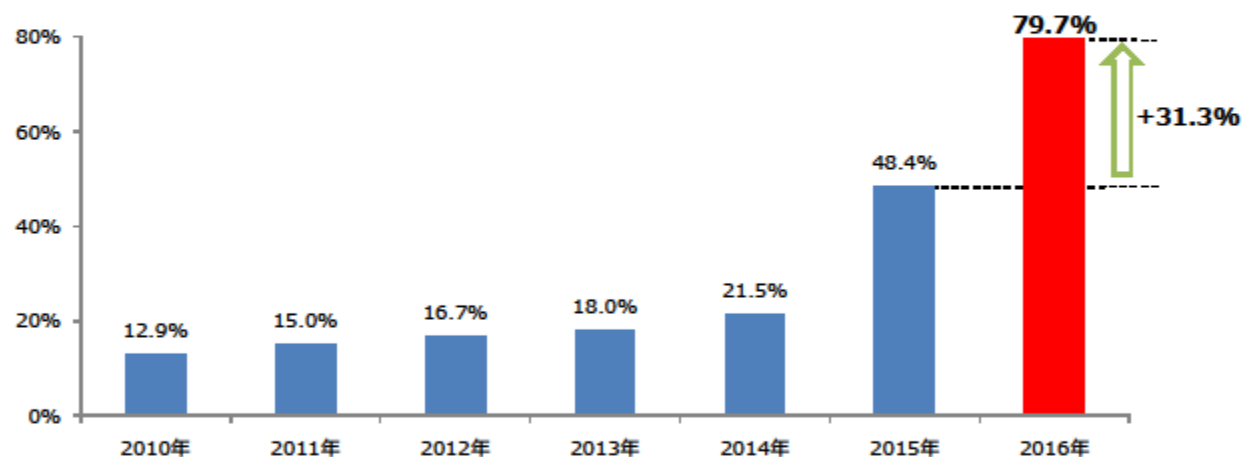
2016年7月27日
株式会社 東京証券取引所



2名以上の独立社外取締役の選任状況

- 2名以上の独立社外取締役を選任する上場会社（市場第一部）の比率は、4分の3を超え、79.7%に

【2名以上の独立社外取締役を選任する上場会社（市場第一部）の比率推移】



※ 2015年までの数値は、上場会社から提出されたコーポレート・ガバナンスに関する報告書を元にして東証作成。2016年の数値は、2016年7月14日までに提出されたコーポレート・ガバナンスに関する報告書の記載をもとに東証作成。

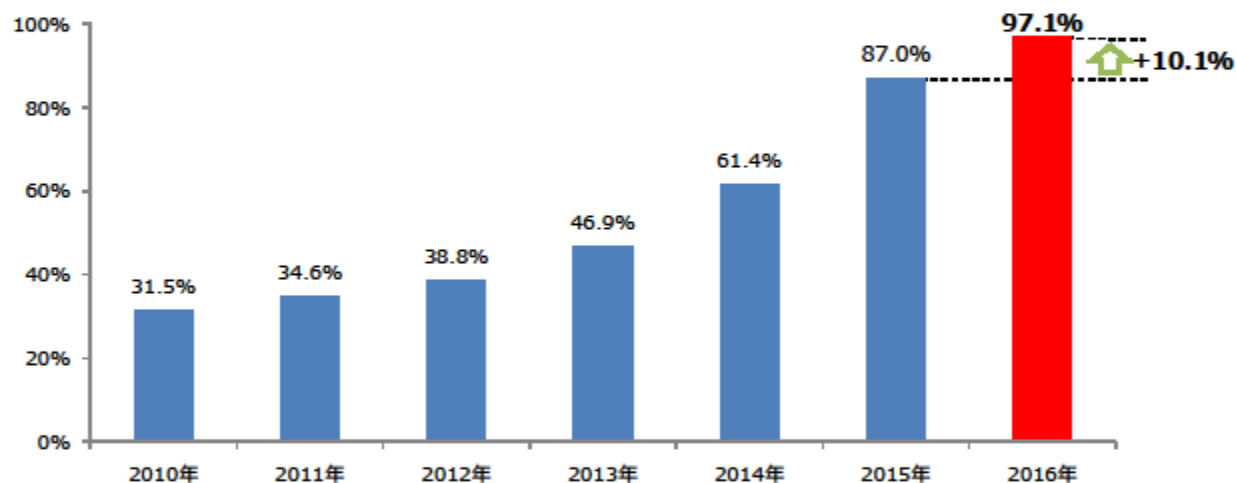
本集計において、独立社外取締役とは、独立役員として届け出られている社外取締役のことを指します。東証では、一般株主保護のため、独立性の高い社外取締役又は社外監査役を独立役員として届け出ることを上場会社に求めています。



独立社外取締役の選任状況

- 独立社外取締役を選任する上場会社（市場第一部）の比率は、9割を超え、97.1%に

【独立社外取締役選任上場会社（市場第一部）の比率推移】



※ 2015年までの数値は、上場会社から提出されたコーポレート・ガバナンスに関する報告書を元にして東証作成。2016年の数値は、2016年7月14日までに提出されたコーポレート・ガバナンスに関する報告書の記載をもとに東証作成。



(参考) 独立社外取締役の選任会社数

市場区分等	社数	2名以上の独立社外取締役の選任		独立社外取締役選任		社外取締役選任	
		会社数	比率	会社数	比率	会社数	比率
市場第一部	1,966社	1,566社	79.7%	1,909社	97.1%	1,943社	98.8%
		(+653社)	(+31.3%)	(+268社)	(+10.1%)	(+164社)	(+4.5%)
市場第二部	536社	300社	56.0%	489社	91.2%	526社	98.1%
		(+192社)	(+36.4%)	(+123社)	(+24.8%)	(+50社)	(+11.7%)
マザーズ	234社	70社	29.9%	187社	79.9%	218社	93.2%
		(+43社)	(+17.2%)	(+61社)	(+20.5%)	(+47社)	(+12.5%)
JASDAQ	771社	183社	23.7%	533社	69.1%	671社	87.0%
		(+98社)	(+13.4%)	(+116社)	(+18.5%)	(+63社)	(+13.2%)
全上場会社	3,507社	2,119社	60.4%	3,118社	88.9%	3,358社	95.8%
		(+986社)	(+27.8%)	(+568社)	(+15.5%)	(+324社)	(+8.4%)
JPX日経 インデックス400	400社	361社	90.3%	394社	98.5%	397社	99.3%
		(+71社)	(+17.6%)	(+21社)	(+5.0%)	(+9社)	(+2.1%)

※括弧内は昨年比。



(参考) 1社あたりの独立社外取締役人数

市場区分等	社数	取締役		独立社外取締役						社外取締役						
		平均人数	平均人数	0名	1名	2名	3名以上	1/3以上	1/2以上	平均人数	0名	1名	2名	3名以上	1/3以上	1/2以上
市場第一部	1,966社	9.29人	2.22人	57社 2.9%	343社 17.4%	1,072社 54.5%	494社 25.1%	446社 22.7%	90社 4.6%	2.43人	23社 1.2%	273社 13.9%	978社 49.7%	692社 35.2%	589社 30.0%	131社 6.7%
市場第二部	536社	7.72人	1.73人	47社 8.8%	189社 35.3%	252社 47.0%	48社 9.0%	96社 17.9%	11社 2.1%	1.95人	10社 1.9%	157社 29.3%	271社 50.6%	98社 18.3%	155社 28.9%	29社 5.4%
マザーズ	234社	5.85人	1.51人	47社 20.1%	117社 50.0%	52社 22.2%	18社 7.7%	54社 23.1%	13社 5.6%	1.82人	16社 6.8%	110社 47.0%	61社 26.1%	47社 20.1%	93社 39.7%	35社 15.0%
JASDAQ	771社	6.73人	1.46人	238社 30.9%	350社 45.4%	138社 17.9%	45社 5.8%	84社 10.9%	19社 2.5%	1.65人	100社 13.0%	384社 49.8%	187社 24.3%	100社 13.0%	157社 20.4%	45社 5.8%
全上場会社	3,507社	8.26人	1.97人	389社 11.1%	999社 28.5%	1,514社 43.2%	605社 17.3%	680社 19.4%	133社 3.8%	2.16人	149社 4.2%	924社 26.3%	1,497社 42.7%	937社 26.7%	994社 28.3%	240社 6.8%
JPX日経インデックス400	400社	10.74人	2.73人	6社 1.5%	33社 8.3%	183社 45.8%	178社 44.5%	115社 28.8%	30社 7.5%	2.95人	3社 0.8%	24社 6.0%	163社 40.8%	210社 52.5%	139社 34.8%	35社 8.8%

※独立社外取締役（社外取締役）の平均人数は、独立社外取締役（社外取締役）を選任している上場会社における1社あたりの人数。

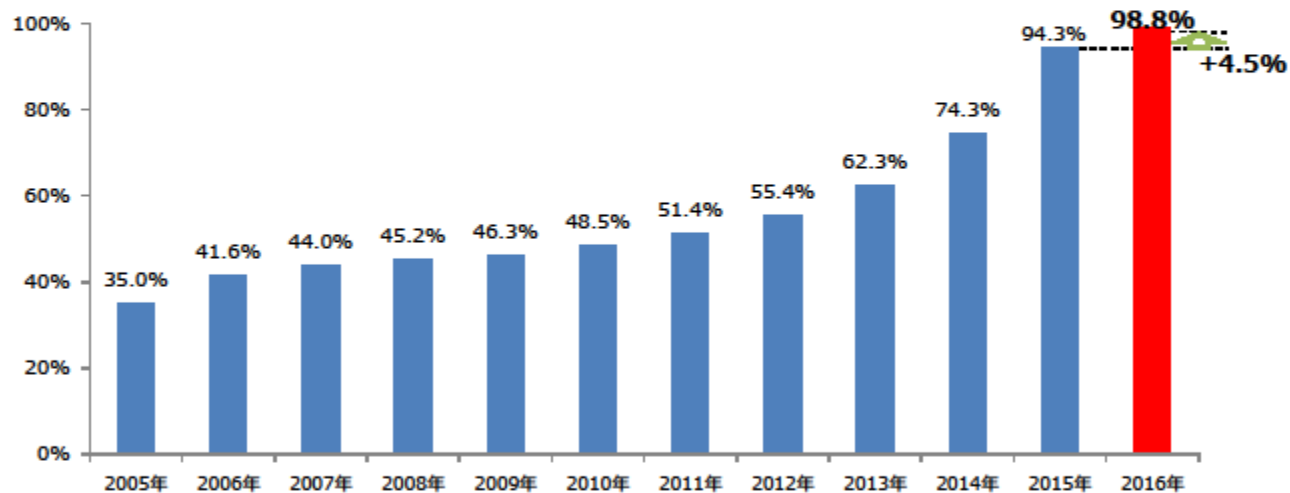
※下段の数値（比率）は各区分における社数に占める構成比。



(参考) 社外取締役の選任状況

- 社外取締役を選任する上場会社（市場第一部）の比率は、98.8%に

【社外取締役選任上場会社（市場第一部）の比率推移】



※ 2015年までの数値は、上場会社から提出されたコーポレート・ガバナンスに関する報告書及び上場会社のコーポレート・ガバナンス調査（日本取締役協会）を元にして東証作成。2016年の数値は、2016年7月14日までに提出されたコーポレート・ガバナンスに関する報告書の記載をもとに東証作成。

©2016 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

6



集計対象

- 2016年についての数値は、2016年7月14日時点のコーポレート・ガバナンスに関する報告書の記載をもとに集計。
- 比較対象としている2015年の数値は、同年7月14日時点におけるコーポレート・ガバナンスに関する報告書をもとに集計。